

# I 給水装置工事施行要領



# 第 1 章 総 則



# 第1章 総 則

---

## § 1. 目 的

(枠内は基準を示す。以下同じ)

### 基 準

この基準は、水道法、同施行令、同施行規則、上里町水道事業給水条例（以下「条例」という。）及び同施行規程（以下「規程」という。）に基づいて、厚生労働省発行の給水装置標準計画・施工方法（以下「標準計画・施工方法」という。）を補足し、上里町上水道給水区域内の給水装置工事の設計及び施工について定め、給水装置工事の適正な施工を図ることを目的とする。

### [解 説]

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）は水道に関する基本法であり、国民、国、地方公共団体の責務をそれぞれ定めているほか、清浄にして豊富低廉な水の供給を実現するために必要な規制等の仕組みを通じた、行政（厚生労働大臣、都道府県知事）と水道事業者の関係が規定されている。

また、条例及び規程は、水道法第 14 条に規定される水道事業者の義務として、料金、給水装置工事の費用の負担区分、その他の供給条件について定めた供給規程であり、水道事業者及び需要者の責任に関すること等が規定されている。

よって、上里町上水道給水区域内での給水装置工事においては、水道法の規定を遵守するとともに、条例及び規程に示された供給条件に基づき、適正に施工されなければならない。

本基準は、給水装置工事主任技術者等に給水装置工事の施工に必要な情報を提供することを目的とし、給水装置の構造・材質基準（水道法第 16 条）及びその解釈に係る事項を除き、上里町上水道の供給条件のうち、給水装置工事に係る事項についてその細目を定めたものである。

## § 2. 用語の定義

この基準において用いられる主な用語の定義は、次のとおりである。

1. 「指定給水装置工事事業者」とは、水道法第 16 条の 2 第 1 項により管理者の指定を受けた給水装置工事事業者をいう。
2. 「連合給水管」とは、1 本の給水管に対して複数の給水分岐がある水道管をいう。
3. 「給水装置」とは、需要者に水道水を供給するために配水支管または給水管（以下「配水管等」という。）から分けられた給水管と、これに直結する給水用具とで構成する設備をいう。
4. 「道路」とは、公道及び位置指定道路並びに私道をいう。
5. 「公道分」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 章第 1 節に規定する道路管理者が管理する道路をいう。この場合において、道路管理者に移管される見込みのある位置指定道路を含む。

### [解説]

2. について；給水装置工事より公道分に布設したもので、上里町に譲渡された口径 50 mm 以上の水道管も含むものとする。ただし、導水管及び送水管並びに配水本管は含まない。
3. について；給水装置は、配水管〔例 1〕、または給水管〔例 2〕から分岐された給水管と、これに直結した給水用具〔例 3〕〔例 4〕〔例 5〕から構成されたものをいう。

直結した給水用具とは、給水管から容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいう。したがって、容易に取り外しの可能な状態で接続される用具は含まない。

次の場合は、給水装置に含まれない。

- (1) ビニールホース等を水栓に取り付けて取り外し可能なもの。
- (2) 受水槽に受けて給水する場合の受水槽以下の給水設備。〔例 6〕

図 1-2-1 〔例 1〕

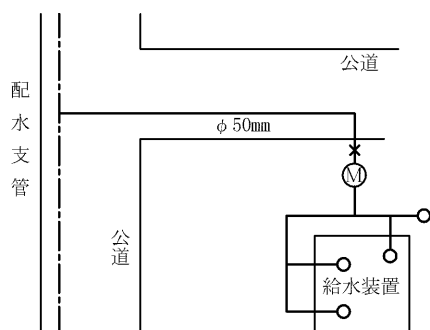


図 1-2-2 〔例 2〕

連合給水

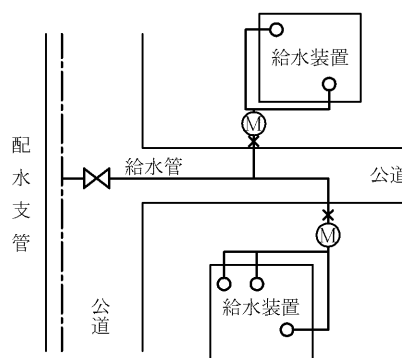


図 1-2-3 [例 3]

太陽集熱器

太陽熱利用の貯湯湯沸器（密閉型）で集熱された太陽熱を主たる熱源とし、水を加熱し給湯する給水用具である。

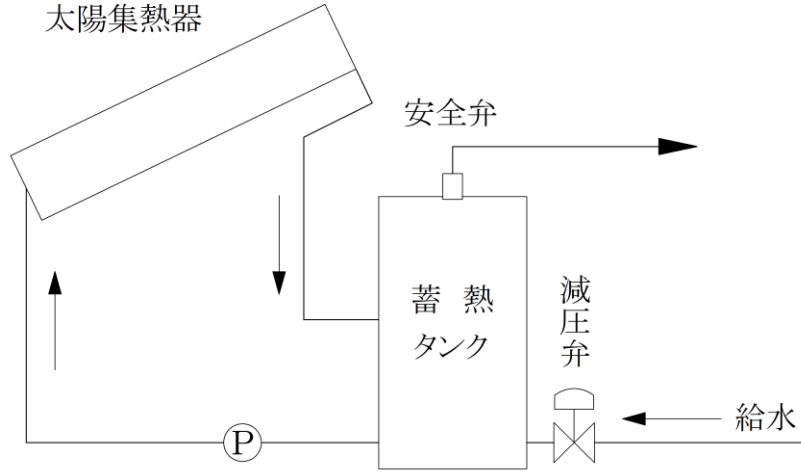


図 1-2-4 [例 4]

自然冷媒ヒートポンプ給湯機

熱源に大気熱を利用した湯沸器で消費電力も少なく、環境に優しいとされる給水用具である。

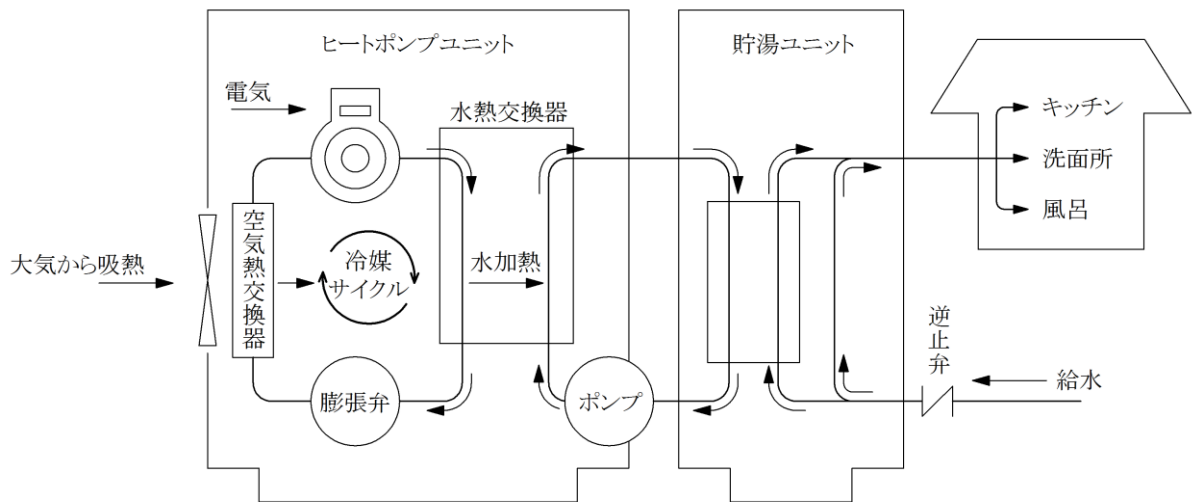


図 1-2-5 [例 5]

ガス給湯器

器内の吸熱コイル管で熱交換を行うもので、コイル内を水が通過する間にガスバーナーで加熱する構造になっており、元止め式と先止め式がある。また、最近では従来排出していた一次熱交換後の排気ガスを二次熱交換器に当て給水を予熱することにより、潜熱を有効利用する構造の潜熱回収ガス給湯器もある。

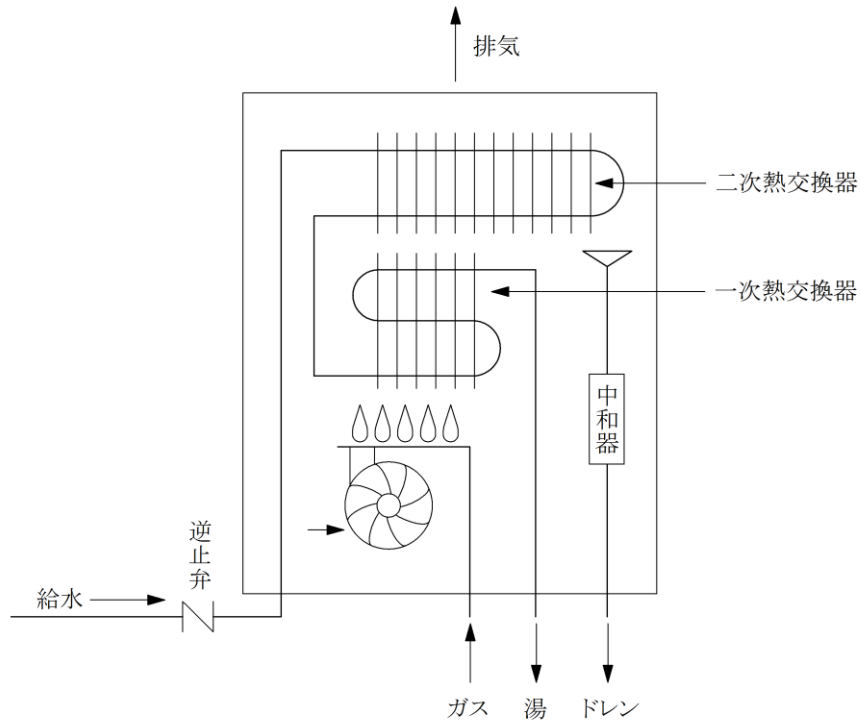
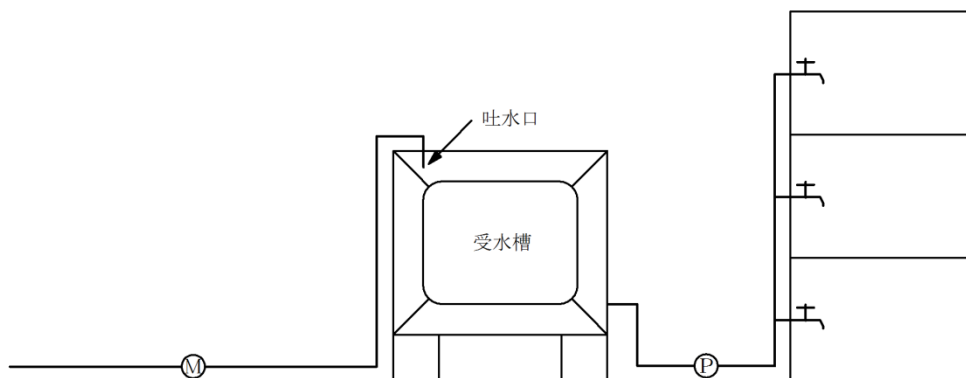


図 1-2-6 [例 6]

受水槽式給水

水道水を一旦受水槽に受けてから給水している水道にあつては、吐水口までを給水装置として取り扱う。





### § 3. 給水装置工事申請の種類

給水装置工事申請の種別は、次のとおりである。

1. 新設工事申請  
給水装置のないところに、新たに給水装置を設置する工事申請をいう。
2. 増設工事申請  
住宅等の屋内外配管工事をすることを限定として施工する工事申請をいう。
3. 改造工事申請  
既設の給水装置を管種、口径、位置、水栓数等を変更することを目的として施工する工事申請をいう。
4. 修繕工事申請  
既設の給水装置を修繕することを目的として施工する工事申請をいう。
5. 撤去工事申請  
既設の給水装置を本管の分岐部から取り除く工事申請をいう。
6. 臨時工事申請  
工事その他の理由により一時的に使用するものをいう。

#### [解説]

上里町水道事業給水条例第5条第1項の規定に合わせて分類した。

また、運用として取り扱っている臨時工事申請についても解説を加える。

1. について；新設工事申請とは、新規加入が伴う工事申請のことをいう。
2. について；増設工事申請は、新設工事申請のうち、一栓工事申請<sup>\*1</sup>の後に住宅等の屋内外配管設計図を記載された申請のことをいう。
3. について；改造工事申請とは、申込者が、住宅等の建替え等により、栓数の増設やメーター口径の増径及び減径する申請のことをいう。
4. について；次の工事を、修繕工事として示す。
  - ①同口径のもので、延長5m未満の取替及び切回し工事。
  - ②水道メーター前後に取り付けるメーターバルブ等を設置する工事。
  - ③止水栓から3m未満の水道メーターの移設。
  - ④既設給水栓類から分岐する瞬間湯沸器、全自動電気洗濯機、電気食器洗い機、太陽熱利用貯湯湯沸器、洗浄装置付便座などを取り付ける工事。
  - ⑤同口径の種類の異なる水栓類の取替え。
  - ⑥給水装置の更生工事に伴う仮設配管工事等。
  - ⑦水道法第16条の2第3項の「厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更」を除くもので、原則として、給水装置の原型を変えないで、給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事。
  - ⑧その他管理者が修繕と認めるもの。  
ただし、修繕工事申請は、施工が改造工事と重複する部分が多分にあることから、「改造工事申請」として取り扱う。

5. について；撤去工事申請は、解体工事等により給水装置所有者が、申請地に水道水を必要とせず、その土地に現存する加入権利を放棄し、廃止の手続きをする場合において、給水装置を撤去する工事のことをいう。（分岐箇所を止水処理する。）
6. について；一時的に使用する期間があらかじめ決まっている場合で、後に新規加入に発展しない工事申請をいう。ただし、使用期間終了後は、分岐箇所の止水処理を行う。

※1) 一栓工事申請とは、水道水を住宅等の建築工事に先行使用するために、建築物の屋内外工事設計図の記載は省略して、分岐接続から水栓柱まで工事する申請のことをいう。